

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

忠岡町は古くから繊維産業と新浜地区の造成とともに始まった木材産業を主力として発展してきた。しかしながら、安価な海外製品が流入し、国際的な競争が激しくなるなど、本町の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は大きく変化している。また、人口減少や少子化・高齢化が加速的に進み、労働力人口が減少しているため、町内の中小企業者は人手不足に対応した事業基盤を構築していくことが喫緊の課題である。

そこで、本町では、先端設備等の導入を促進することで、中小企業者の労働生産性の向上に努めていく必要がある。

#### (2) 目標

生産性向上に資する設備投資を後押しすることにより、町内既存事業所の技術力や商品開発・品質や信頼性向上に向けた取組を促進し、将来にわたる忠岡町の産業活性化と地域経済の持続的な発展を目指すため、目標値を承認件数5件／年とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本町の産業活性化と地域経済の持続的な発展のためには、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町内には多様な産業が形成されていることから、地区を限定せず、本町行政区域全域を対象とし、広く地域経済の活性化を図る。

#### (2) 対象業種・事業

地域経済を支える素材、部品加工分野を中心とした製造業の設備投資を促進することによる生産力の増加や既存工場の生産能力の増強だけでなく、非製造業の投資促進も図り、地域経済の活性化及び好循環を目指し、全ての業種・事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①労働生産性の向上のため、先端設備等を導入するにあたり、人員削減を目的としたものでないこと。
- ②公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③企業の事業活動は地域の環境に大きな影響を与えることから、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、公害の防止に努めること。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。